# 【個人】法務省 東日本成人矯正医療センター長 (奥村 雄介)

《刑事政策最後の砦の創設、改善更生のための礎を構築》

## 名称・所在地・代表者・沿革等

#### 組織の概要等

# 奥村 雄介

法務省 東日本成人矯正医療センター長

昭和57.5 東京大学医学部附属病院分院神経科研修

昭和59.6 東京大学医学部附属病院分院神経 科勤務

昭和62.5 東京拘置所医務部医療第一課採用

平成 3. 5 総理府(科学技術振興局)併任

平成 5.11 東京拘置所医務部保健課長

平成 7. 7 八王子少年鑑別所医務課長

平成 8. 4 関東医療少年院医務課長

平成20. 4 府中刑務所医務部長

平成25. 7 法務省矯正局総合政策推進会議参与(矯正医療担当)委嘱

平成27. 4 八王子医療刑務所長

平成29.10 現職

平成 7.12 博士 (医学) 学位取得

法務省は、基本法制の維持及び整備、 法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利 害に関係のある争訟の統一的かつ適正な 処理並びに出入国の公正な管理を図るこ とを任務としている。

刑事施設は全国に75庁あり、うち医療専門刑事施設は4庁のみであるところ、東日本成人矯正医療センターは、病床数400床以上を有し、併設する東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所を含めた東日本矯正医療センターとして、病院機能を有する我が国を代表する医療専門刑事施設であり、身体疾患、精神疾患を有する受刑者を収容し、内科、外科、精神科、歯科等の専門的な治療を施すと同時に刑罰の適正な執行、受刑者の改善指導の実施を図るという極めて困難な役割を担っている。

また、矯正施設で唯一の准看護師養成 所が併設されており、全国の矯正施設で 勤務する刑務官、法務教官の中から選抜 された職員に対し、2年間の専門的教育 を施し、准看護師免許を取得させ、矯正 医療の一翼を担う人材を育成している。

# 受賞理由 (概要)

氏は、昭和62年に東京拘置所医務部に採用され、同所保健課長、八王子少年鑑別所 医務課長、関東医療少年院医務課長、府中刑務所医務部長、八王子医療刑務所長等、多 年にわたり、一般の医療と異なる特殊性・困難性を有する矯正医療一筋に歩み、矯正施 設における常勤医師の減少による矯正医療の崩壊の危機にあっては、医師一人当たりの 負担が増加する中、最前線に立って職責を遂行した。また、八王子医療刑務所から東日 本成人矯正医療センターへの施設移転という一大事業や、昭島市との大規模災害時の施 設利用に関する協定締結において中心的な役割を果たし、矯正医療の充実と発展に寄与 している。

#### 1 職務の内容・重要性

再犯防止は、被収容者の適切な健康管理によって成し遂げられるもので、心身の疾 患等を一因として犯罪に及んだ被収容者に対し適切な治療を行うことは、当該被収容 者の改善更生に資することにつながる。特に、感染症患者への治療は、矯正施設内の 安全・衛生を確保するとともに、その者の社会復帰後の二次感染を防ぐという、公衆 衛生上国民生活に直結した使命を有しており、氏の職務は、我が国最大の矯正医療専 門施設の長として、医療職及び公安職等の多種にわたる職員を管理・統率しながら、 重篤な傷病を有する被収容者に対する治療及び改善更生を図っているものである。

### 2 職務の特殊性・勤務環境

矯正施設における医療は、被収容者に選択の自由がないこと、詐病等を用いるなど問題を生じさせる者が存在すること、敵がい心から苦情の申出が多いことなどから、矯正医療に一生を捧げる医師は極めて少ない。このような中で、氏は、矯正医療に永年携わり、全国の矯正医療の臨床におけるリーダーとして多くの功績を残している。

その中でも、東日本成人矯正医療センター(以下「センター」という。)の創設に際し中心的な役割を果たしたことは特筆に値する事業の一つである。センターの前身である八王子医療刑務所は、平成20年頃から施設等の老朽化が進み、矯正医療の中核施設としての役割を果たすことが困難な状況に陥っており、その移転は、矯正医療を立て直し、被収容者の改善更生の確固とした土台づくりを目指したものであった。

しかしながら、医療施設の移転は、単純な行政機能の移転と異なり、多くの困難を伴うものであったところ、氏は、永年矯正医療に携わってきた知識及び経験に基づき、困難な事業の先頭に立って指揮監督し、他に類を見ない一大事業を成し遂げたものであり、現在に至るまでセンターが適正に運営されていることからも、このような困難な業務に際しての氏の功績が極めて大きいものであったことを示すものである。

また、令和3年度、センターは昭島市と「大規模災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」を締結した。同協定は、昭島市の災害対策のための避難所、物資集積場所、支援車両等の駐車場及び帰宅困難者対策のための一時滞在施設の確保が必要な場合において、センターを管理庁とする敷地及び施設を避難所として利用するもので、氏はセンター長として本協定書の締結に大いに貢献した。

さらに、昨今新型コロナウイルス感染症について、矯正施設は物理的構造上、一度 同ウイルス患者が発生した場合、集団感染を防ぐことが極めて困難であるところ、同 ウイルスに感染し、重症化するリスクの高い者を積極的に他の刑事施設から受け入れ るなど、矯正医療の崩壊を防ぐための陣頭指揮を執り、多くの施設の事態沈静化に寄 与している。

#### 3 公務の信頼の確保・向上

このように、氏の功績により、矯正医療が充実強化され、被収容者の改善更生と円滑な社会復帰が果たされることは、再犯・再非行の防止につながり、ひいては国民の生命及び財産の保護を実現し、公務の信頼の確保と向上に寄与している。